



# 所得税の青色申告承認申請書 現金主義の所得計算による旨の届出書

税務署長

年 月 日 提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。 (〒 - - - ))		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - - - )		
フ リ ガ ナ	(TEL - - - )		
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
職 業	フ リ ガ ナ	屋 号	

年分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

なお、この申請が認められた場合は、不動産所得及び事業所得の金額の計算について「現金主義による所得計算の特例」の適用を受けることとしたいので、あわせて届けます。

- 1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）

名称\_\_\_\_\_ 所在地\_\_\_\_\_

名称\_\_\_\_\_ 所在地\_\_\_\_\_

- 2 今までに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有 (取消し・取りやめ) 年 月 日 (2) 無

3 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

- 4 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名\_\_\_\_\_ (2) 無

- 5 現金主義による所得計算の特例を受けようとする年の前々年分の所得（前年12月31日現在で記載します。）

(1) 不動産所得 の 金 額\_\_\_\_\_ 円 + 事業専従者 控除額\_\_\_\_\_ 円 = \_\_\_\_\_ 円 (赤字のときは0)

(2) 事業所得 の 金 額\_\_\_\_\_ 円 + 事業専従者 控除額\_\_\_\_\_ 円 = \_\_\_\_\_ 円 (赤字のときは0)

(3) (1) + (2) = \_\_\_\_\_ 円

- 6 現金主義による所得計算の特例の適用を受けようとする年の前年12月31日（年の中途中で開業した人は、その開業の日）現在の売掛金、買掛金等の資産負債の額（裏面の記載欄に記載します。）

- 7 その他参考事項

(1) 備付帳簿名 現金式簡易帳簿 その他 ( )

(2) その他

関与税理士  
(TEL - - - )

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連絡	A	B	C		
	0						
	通信日付印の年月日	確 認					
	年 月 日						

売掛金・買掛金等の資産負債の額(年月日現在)			
資 产		负 債	
売 挂 金 (未 収 入 金 を 含 む。)	円	買 挂 金	円
受 取 手 形		支 払 手 形	
棚 卸 資 産		前 受 金	
前 払 費 用		未 払 費 用	
計		計	

## 書き方

- 1 この申請（届出）書は、不動産所得及び事業所得の金額を現金主義によって計算することを選択して青色申告をしようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請（届出）書は、青色申告をしようとする年の3月15日まで（その年の1月16日以後に開業した人は、開業の日から2か月以内）に提出してください。  
ただし、青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、相続を開始した日の時期に応じて、それぞれ次の期限までに提出してください。
  - ① 相続を開始した日がその年の1月1日から8月31日までの場合…相続を開始した日から4か月以内
  - ② 相続を開始した日がその年の9月1日から10月31日までの場合…その年の12月31日まで
  - ③ 相続を開始した日がその年の11月1日から12月31日までの場合…その年の翌年の2月15日まで
 なお、提出期限が土・日曜日・祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となります。
- 3 表面の2の(1)に該当する人は、取消しを受けた日又は取りやめをした日から1年以内は、申請が却下されることがあります。
- 4 この申請（届出）書を提出できる人は、表面の5の(3)の金額が300万円以下の人々に限られています。
- 5 表面の5の(3)の金額が300万円を超える人が青色申告の承認申請をする場合や、今までに現金主義による所得計算の特例を受けたことのある人が再び青色申告の承認申請をする場合は、この申請（届出）書ではなく、別の青色申告承認申請書を使用してください。
- 6 上の表の売掛金・買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。